

10月1日より「当番付添人制度」 (= 全件付添人制度) 実施へ!



すべての身体拘束少年に付添人を

今年3月の常議員会で、本年度早い時期の実施が決議された「当番付添人制度」であるが、いよいよ今年の10月1日より、東京でも実施される予定である。

「当番付添人制度 (= 全件付添人制度)」とは、少年が家裁送致された後、観護措置決定時に、裁判官から少年に対して無料で弁護士を呼べるということを知りやすい言葉で告知してもらい、当番弁護士として出動した弁護士が、法律扶助制度を利用して少年から付添人を受任するというものである。あくまでも現行法の範囲内で、現行の当番弁護士制度と法律扶助制度を活用することによって、少年鑑別所に身体を拘束された少年事件の全件に付添人が付くことを目指している。

2002年2月から福岡県弁護士会が実施しており、東京もこれに続こうと、東京三会の子どもの委員会レベルで非公式の意見交換から始め、昨年には正式な協議会が設置され、足かけ3年にわたる協議の中で意見調整を続けてきた。

現行少年法の付添人制度に問題

この制度が必要とされるのは、現行少年法上の付添人制度が、少年の付添人選任権の実質的保障という点で問題があるからである。少年が罪を犯したとして家庭裁判所で審判に付されても、ほとんどの場合、弁護士が付かない。少年鑑別所に身体を拘束された少年でさえ、弁護士付添人が付くのは全国平均で約2割しかない。少年は、自分の言い分を聞いてくれたり代弁してくれたりする人のいないまま、孤独に審判に臨まなければならないのである。

昨年、山場を迎えた司法制度改革の議論の中で、少

年審判において、国費で弁護士を付ける「公的付添人」制度を導入すべきか否かという検討がなされた。ところが、この議論の中で、最

高裁判所も法務省・検察庁も、少年審判で言い渡される処分は「刑罰」ではなく「保護処分」であって、これは「不利益処分」ではないから、弁護士付添人は必要ないと主張した。

しかし、少年院送致処分にしろ保護観察処分にしろ、少年の自由が奪われることは否定できず、これを「不利益処分ではない」と言うことができるだろうか。

少年の側に立つ人間が必要

最近ようやく、非行の背景に虐待があることが理解されるようになってきた。非行を犯した少年の過半数が、過去に虐待を受けていたというデータが次々と発表されている。虐待に限らず、学校でのいじめや教師の心無い一言など、過去に心を傷つけられたという悲しい経験を持っている少年が多い。そのため、少年は、大人を信用しなくなっている。自分の言い分を受け止めてくれる人はいないと絶望している。

そういうとき、「辛かったね。よく頑張ってきたね」というごく簡単な一言が少年の心を開かせるきっかけ

になることが多い。その一言を言えるのは、少年を調査したり、裁いたりする立場にある人間ではなく、少年の側に立つことのできる人間 (= 弁護士) なのである。自分自身



東弁子どもの人権と少年法に関する特別委員会が編集した「少年事件マニュアル」。少年当番登録者に無料配布中。

の辛い体験を清算することなく、少年が自分の犯した罪の重さを認識し、被害者の痛みを理解し、更生に前向きになることは難しい。

当番弁護士制度をお手本に

残念ながら、司法制度改革推進本部公的弁護制度検討会の中では、公的付添人制度についての結論は見送られ、現在、法曹三者による意見交換会が継続中である。

全国各地の弁護士会では、十数年前に「当番弁護士制度」を順次発足させ、それが今般の司法制度改革の中で、被疑者公的弁護制度の実現につながった。ならば、われわれ弁護士・弁護士会は、国に公的付添人制度を作らせるまで、歯を食いしばり、財政的措置を講じて、当番付添人制度を発足・維持すべきではないか。当番付添人制度は、公的付添人制度を実現するための運動としての意味を持っている。

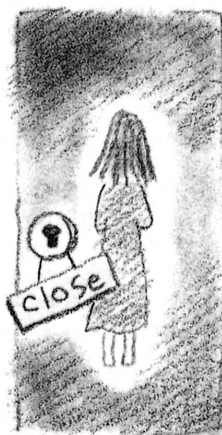
多摩支部の体制作りに協力を

なお、目下の懸案は、多摩地域の体制をどう整えるかということである。弁護士会多摩支部では、本会と同時に当番付添人制度の運用を開始すべく、若手を中心に体制作りに全力をあげてきた。これまでは成人・少年と混合だった当番弁護士名簿を、新たに少年当番弁護士名簿を整え、登録者の拡充にも努力してきた。しかし、事件数の割に弁護士人口が少なく、しかも、

平均的な会員はすでに相当数のプロボノ活動に従事している多摩支部会員のみの力で、身柄全件に対応することは困難である。

そのため、多摩支部でも同じ制度を実施するためには、本会の会員が「応援」に行くことが不可欠である。23区内から八王子少年鑑別所は遠く、負担が大きい。しかし、多摩地域も東京である以上、「一会二制度」という状態になることは避けたい。会員の皆様には、ぜひとも多摩支部少年当番弁護士への登録をお願いする次第である。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会
副委員長 川村 百合)



参考文献

- 『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』
日弁連子どもの権利委員会 編 明石書店 1998/6
- 『子どもの面接ガイドブック』
藤川洋子ほか 監訳 日本評論社 2003/10
- 『社会福祉の手引き』
東京都福祉局 毎年8月当該年版発行
- 『少年事件の法律相談』
村山裕ほか 著 学陽書房 2003/7
- 『発達障害白書』
日本知的障害福祉連盟 編 日本文化科学社 2003/10
- 『少年事件付添人マニュアル』
福岡県弁護士会子どもの権利委員会 編 日本評論社 2002/8
- 『子どもの権利マニュアル』
日本弁護士連合会 こうち書房 1995/9